

短期入所生活介護

ケアプラザみま短期入所生活介護施設

重要事項説明書<令和6年8月改定後>

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第 3671800385号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. ご利用施設の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
5. 個人情報の取り扱いと守秘義務	10
6. 身体拘束廃止・虐待防止に向けた体制	11
7. ハラスメント対策	12
8. サービス提供中における事故発生時の対応	12
9. 非常災害への対応	12
10. 業務継続に向けた取組の強化	12
11. 苦情の受付について	12
12. 第三者評価の実施状況について	13
13. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項	13

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 蓬莱会
(2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地の1
(3) 電話番号 0883-35-6085
(4) 代表者氏名 理事長 大塚 忠 廣
(5) 設立年月 昭和54年10月22日

2. ご利用施設の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護施設・平成15年 4月 1日指定
徳島県 第 3671800385号
※当事業所は「特別養護老人ホームケアプラザみま」に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 ケアプラザみま
(4) 事業所の所在地 徳島県美馬市美馬町高畑8番地1
(5) 電話番号 0883-63-6065
(6) 施設長氏名 北 岡 博 貴

(7) 当施設の運営方針

- 1 施設は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況、利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。
- 2 施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設の職員は、知識・技術・接遇等の研修を行い資質向上に努める。

- (8) 開設年月日 平成15年 4月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～18時 土・日・祝日 9時～18時

- (10) 利用定員 19人

(11) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、1人部屋（従来個室）と2人部屋（多床室）があります。他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	3室	※従来型個室
2人部屋	8室	※多床室
合計	11室	
食堂	1箇所	
機能訓練スペース	1箇所	〔主な設置機器〕 歩行補助平行棒 起立運動機 昇降練習用階段 滑車 ホットマグナー等
浴室	1室	一般浴槽・座位式浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	
面接室	1室	
静養室	1室	
談話スペース	1箇所	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況、他の利用者の心身状態の急変等により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	1（常勤）	介護福祉士
医師 (健康管理及び療養指導を行います)				1			必要な数（非常勤可）	医師免許
生活相談員 (ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います)		1				1以上	入所者数が100又はその端数を増すごとに1以上（常勤）	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員

介護職員 (日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います)		14				14 以上	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。	介護福祉士 介護支援専門員 介護職員初任者研修 認知所介護基礎研修等
看護職員 (主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います が、日常生活上の介護、介助も行います)		2				2 以上	1人以上は常勤。 ②入所者30以上50未満…常勤換算方法で2以上 ③入所者50以上130未満…常勤換算方法で3以上 ④入所者130以上…常勤換算方法で、3に、入所者数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	看護師免許 准看護師免許
<p>※介護職員、看護職員の配置状況について</p> <p>当施設では、前年度の平均利用者数（特別養護老人ホームと併設短期入所生活介護サービス）に対して、介護職員と看護職員を合わせた人数の割合が、3：1以上になるような人員配置をしています。</p>								
管理栄養士 (利用者の栄養や身体の状態・嗜好を考慮した献立及び調理指導を行います)		1				1 以上	1以上（ただし、入所定員が40人を超えない施設に当たっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは配置しないことができる。）	管理栄養士

機能訓練指導員 (機能訓練を担当 します)		1			1	1 以上	1以上	准看護師免許 理学療法士 介護福祉士
介護支援専門員 (施設サービス計 画<ケアプラン>を作 成します)			1			1 以上	1以上(入所者数が 100又はその端 数を増すごとに1を 標準とする。)常勤。	介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
1. 医師	水曜日 14:00～16:00 金曜日 15:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中: 9:00～18:00 5名 夜間: 18:00～ 9:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中: 9:00～18:00 2名
4. 機能訓練指導員	月～金曜日 9:00～17:00

☆土日は上記と異なります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(介護給付サービス) (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、介護保険負担割合1割の方は9割が介護保険から給付。介護保険負担割合2割の方は8割が介護保険から給付。介護保険負担割合3割の方は7割が介護保険から給付されます。

(サービスの概要)

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士を配置し、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食: 7:45～ 8:30

昼食: 11:45～12:30

夕食: 17:30～18:15

③入浴

- ・入浴又は清拭を原則として週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・当施設では、原則として紙オムツと尿パットを使用しております。
これ以外の排泄用品のご要望についてはご相談にて対応させていただきます。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦夜間緊急時の対応及び看取り介護について

- ・看護職員が夜間等、看護職員不在の時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応します。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈介護給付サービスの利用料金（1日あたり）〉（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の“要介護度”並びに“介護保険負担割合”に応じて異なります。お持ちの「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」「介護保険負担限度額認定証」でご確認下さい。）

※以下、表内の金額は利用者負担割合<1割>で計算表示しています。

利用者負担割合が<2割及び3割>の方は、利用者負担額を2倍又は3倍にして読み替えて下さい。

■従来型個室利用の場合 ★表内の金額は 令和6年 4月 改定分です。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用者に係る自己負担額(1-2)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

■多床室利用の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3.サービス利用者に係る自己負担額(1-2)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

※上記の介護度別の金額に加えて、サービスの利用状況により、下記のサービス提供体制における加算が生じます（全ての費用がかかるわけではありません）。

別紙「利用料金表」にて、利用料金の具体的な内容と金額をご説明いたします。

〈その他介護給付サービスの加算(1日あたり)〉 ☆サービス提供体制における加算

加算	加算条件	加算金額
短期入所生活介護送迎加算	送迎が行われた場合（片道）。	184単位(円)を加算
看護体制加算（Ⅰ）	短期入所において、常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4単位(円)を加算
看護体制加算（Ⅱ）	短期入所において、看護職員を最低配置基準よりも多く配置している場合。	8単位(円)を加算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続10年以上の介護福祉士を介護職員数の35%以上配置している場合。	22単位(円)を加算
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%配置されている場合。	18単位(円)を加算
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	基準を上回る夜勤職員を1名以上配置している場合。	13単位(円)を加算
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	現行の要件に加えて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	15単位(円)を加算
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症中重度者の割合が半数以上で、認知症介護実践リーダー研修受講者を特養ショートで合わせて4名以上いる場合。	3単位(円)を加算
緊急短期入所受入加算	家族の疾病等を理由に、介護支援専門員が緊急に利用が必要と判断した場合に、算定（7日間又は14日間限度）。	90単位(円)を加算

短期生活介護職員等処遇改善加算 I	介護職員等の処遇改善の取組をある一定の条件で行っている場合。 令和 6 年 6 月より、特定処遇改善加算とベースアップ等支援加算を含む 3 つが一本化	1 ヶ月の所定単位数(円)に、0.14 を乗じた単位数(円)を加算
短期生活長期利用者提供減算 (31日～60日)	連続して30日を超えて同一の事業所の短期入所生活介護を利用した場合。	1 日につき 30 単位(円)を減算
長期利用の適正化 (61日以降)	連続して30日を超えて同一の事業所の短期入所生活介護を利用し、61日以降利用の場合。	短期生活長期利用者提供減算と同様だが、基本報酬で 1 日につき 30 単位(円)を減算。

☆夜間緊急時の対応について

看護職員が夜間等、看護職員不在の時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応します。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用 (食費：食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。ただし、『介護保険負担限度額認定証』の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

	通常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食事の提供に 要する費用	1 日 1, 445 円 朝食 350 円 昼食 665 円 夕食 430 円	1 日 300 円	1 日 600 円	1 日 1000 円	1 日 1300 円

※利用開始日・終了日については、食事をされた分だけの徴収となりますが、中日については、1 日分の金額を徴収いたします。

②滞在に要する費用（滞在費：光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担して頂きます。ただし、『介護保険負担限度額認定証』の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。

滞在に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室 (1人室)	1日 1,231円	1日 380円	1日 480円	1日 880円	1日 880円
多床室 (2.4人室)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円

③特別な食事（行事食）

当施設では、食を楽しむことを目的とした行事食（お誕生会会食など）を実施しております。その際、ご利用者のご希望に基づいて行事食の提供をいたします。〈月に1回程度〉

利用料金：実費相当額（350円程度）

★上記『食事の提供に要する費用』とは別に必要となります。

④理髪・美容

理容師・美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用になる場合、自己負担にてご利用いただけます。

⑤レクリエーション、教養娯楽、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

○個別電気製品電気代

1日につき 50円 <利用者が個別に持ち込まれ使用される電気製品1品につき>

⑧設備・リネン等の使用に係る費用

家族等がご利用者の状態により付き添われる際、ご希望により設備の提供やリネン等の貸出をいたします。

1日につき 300円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。

原則として、預貯金口座より自動引き落としとなっております。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 当事業所は、介護保険上で禁止されている以下の様な介護方法については、ご家族ご契約者のご希望でもお答えすることができません。どうしてもご希望される場合には、利用の中止をしていただくことがあります。
 - ・ご利用者にとって不適切な介護方法（例：苦痛を伴う等）
 - ・施設の運営上、実施不可能な方法（例特定の人を24時間見守る等）
 - ・ご利用者の生命に危険を及ぼす方法

5. 個人情報の取り扱いと守秘義務（契約書第13条参照）

事業者及びサービス従事者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。サービスの提供にあたって、知り得たご利用者又は契約者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供します。

その他、サービス利用者に対して提供する介護サービスがより妥当適切なものとなるよう、指定短期入所生活介護サービスの契約期間中に限り、ご利用者の個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。

個人情報の利用目的としては、以下のものがあります。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

①施設が利用者等に提供する介護サービス

- ・利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記各項に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

②介護保険事務

③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理
- ・会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務への委託（一部委託含む）
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保検者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等への実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

6. 身体拘束廃止・虐待防止に向けた体制

施設は、身体拘束廃止や虐待発生の防止に向け、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を選任し委員会活動を設け、対応方法等を協議検討していきます。

- ・身体拘束廃止・虐待防止検討委員会を設置。その責任者は管理者とします。
- ・身体拘束廃止・虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、身体拘束廃止や虐待防止のための指針策定、身体拘束や虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお当委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。

- ・職員は、年2回以上、身体拘束や虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束廃止・虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

7. ハラスメント対策

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

8. サービス提供中における事故発生時の対応

(契約書第16条・17条・18条)

事業者は、利用者に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかに契約者及び関係者(当該保険者及び担当居宅介護支援事業者)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

ただし、契約者又は利用者により利用者への過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

9. 非常災害への対応 (契約書第12条参照)

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

10. 業務継続に向けた取り組みの強化 (BCP)

(1) 感染症対策の強化

事業者は、感染症の発生及びまん延等防止に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容に取り組みます。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、感染症対策の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)を実施して感染症発生時に対応できるように取り組みます。

(2) 災害発生時の対応強化

事業者は、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容に取り組みます。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施して災害発生時に対応できるように取り組みます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付 (契約書第25条参照)

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）○受付時間 毎週 月曜日～金曜日
 〔職名〕生活相談員 兼 介護支援専門員 田中勇祐 9：00～18：00
 ○連絡先 電話番号0883-63-6065 FAX0883-63-6066
 ○御意見箱 : 苦情受付のための「ご意見箱」を玄関正面に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

近隣市町村 介護保険担当窓口	美馬市の方は、美馬市長寿・障がい福祉課（電話：52-5605） つるぎ町の方は、つるぎ町長寿介護課（電話：62-3113）
徳島県国民健康保険団体連 合会介護保険課	所在地：徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205 FAX 088-666-0228
徳島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：徳島市中昭和町1丁目2番地（県立総合福祉センター3F） 電話番号 088-611-9988 FAX 088-611-9995

1 2. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

1 3. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

来訪・面会	○来訪者は、面会時間を遵守してください。 なお、来訪される場合、お餅や飴等の食べ物の持ち込みについては、職員に一度ご相談下さい。面会時間(朝9:00～夜7:00)。
施設・設備の使用上の注意	○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙・飲酒	○施設内の指定喫煙場所以外での喫煙はできません。 また、マッチ・ライター等の火器類につきましては、居室内への持ち込みをお断りいたします。保管管理は職員がさせていただきます。 ○飲酒につきましては、職員にご相談下さい。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
所持品及び現金等の管理	<p>○所持品については、紛失予防のため、全てのものに氏名を記載して下さい。</p> <p>○居室内での現金・貴重品の管理については、個人の責任において行って下さい。紛失の場合、当施設では責任を負いかねます。</p> <p>○居室外での貴重品の管理については職員にご相談下さい。</p>

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
ケアプラザみま 短期入所生活介護施設

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

尚、事業者から個人情報の取り扱いに関する説明を受け、指定短期入所生活介護サービス提供の契約期間において下記利用者及び契約者・家族の個人情報を、その利用目的の必要範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

令和 年 月 日

ご利用者 〒番号 (_____)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

ご契約者 (身元引受人)

〒番号 (_____)

住所 _____

氏名 _____ 続柄 (_____)

電話番号 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

※平成17年10月からの介護保険施設における利用者負担の見直し(介護報酬の改定)に伴い、内容を一部変更しております。

※平成18年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成21年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成24年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成24年10月1日より施設長変更。

※平成26年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成26年4月1日より施設長、生活相談員変更。

※平成27年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成27年8月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成29年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成30年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※平成30年8月からの介護保険負担割合の変更に伴い、内容を一部変更しております。

※令和元年10月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※令和3年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※令和3年6月22日より、理事長変更に伴い、理事長名を変更しております。

※令和3年8月1日からの介護保険負担限度額認定の見直しに伴い、内容を一部変更しております

※令和3年9月1日より、身体拘束防止・虐待防止に向けた体制、ハラスメント対策について内容を一部追加しております。

※令和4年10月1日から介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※令和5年1月より、第三者評価の実施状況について追加のため、内容を一部変更しております。

※令和5年7月1日より施設長、生活相談員変更。

※令和6年4月からの介護報酬の改定に伴い、内容を一部変更しております。

※令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算の変更に伴い、内容を一部変更しております。

※令和6年8月からの基準費用額(居住費)の引き上げに伴い、内容を一部変更しております。

※令和7年1月から苦情解決 徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課電話番号直通に変更

